

- 4、争議の犠牲者を出さざること
- 5、争議中の日給を全額負担
- 6、争議費用負担

十二、経 過

龍業園は刈出町居住職員共俾三方を争議園本部となし龍園九柳に赴役を求め調束を協賛す。

留社側は職工を以て懸慮慮慮をなし八日午前十時留社側を明いた結果本争議に於て人天側との出接父方を遊りて請負者に懸慮せしめ作業は継続することとしたのである。

依つて兎玉組では各方面より補九人天を募集作業を継続すると共に八日午後六時争議園に到り着左の回答をなす。

1、賃銀値下は同意見なるも子方（人天）が職力の意に副はず勝手なる行動をとりたる以上如何とも回答し難し

と、労働者共善扶助法適用は現在実行中に属するも更に手治なく懸慮すべし

3、中間期は撤収は争議園側の職意が前段の依本的撤止に非ず不勞者兎玉組坑場監督が人天名義にて採取する賃銀の撤収なる意味なる以上承認す

4、犠牲者の件は將來園側に探傷する意思ある以上撤収せず

5、争議中の日給金額負担、争議費用の旨は支出の限りに非ず

争議園はこの回答不応とし持久戦覚悟の下に九日争議資金として製糖労働小倉支部より金五百圓、日本二十俵の貸與を受け氣勢を寧くると共にアジヒラ、聲明書を撤布す。

一方兎玉組は留社側に單復引下の撤収を撤回懇請したるも